

児童扶養手当の現況届は忘れずに！

手当が支給されているか停止されているかに関わらず、すべての受給者の方は、毎年現況届を提出しなくてはなりません。提出を忘れると8月以降分の支給を受けることができませんので必ず提出してください。また、受給資格がなくなった時、氏名や住所を変更した時などに届が必要です。

届が遅れた場合や届のない場合は、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、または手当を返還していただくこともありますので、必ず提出してください。

なお、2年間現況届を提出しないしていると手当を受ける資格がなくなります。

提出期間……8月1日(水)～8月31日(金) 提出場所……健康福祉課福祉係(11番窓口)
備考……所得申告をしていないと審査ができませんので、お済みでない方は申告をお願いします。

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童(※1)が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。(※1)児童とは、18歳になった年度末までの方。または20歳未満で一定の障がいがある方。

どのような人に支給されるのですか？

以下の条件に該当する児童を監護している母、児童を監護しつつ生計を同じくしている父、または児童を母(父)に代わって養育している方に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父(母)が死亡した児童
- 父(母)が一定の障がいにある児童
- 父(母)の生死が明らかでない児童
- 父(母)が引き続き1年以上遺棄している児童
- 父(母)がDV保護命令を受けた児童
- 父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童、棄児など

手当額は？(平成30年4月分より改定)

- 児童1人の場合
 - 全部支給 月額 42,500円
 - 一部支給 月額 42,490円～10,030円
 - 児童2人以上の加算額
 - 2人目 月額 10,040円
 - 3人目以降1人につき 月額 6,020円
- ※手当の額は、請求者・生計同一の扶養義務者の所得による制限があります。

支給時期は？

- 年3回(12月、4月、8月)…支給日の前月までの分が支払われます。

※支給には申請が必要となり、受給資格者及び該当する児童の戸籍謄本等が必要です。
※詳しくは、健康福祉課福祉係(☎64-1120)までお問い合わせください。

地域包括支援センターからのお知らせ

びあサロン～認知症の方と家族の交流会～を行っています

本人同士・介護する家族同士が集まり、みなでお茶を飲みながら、自由に話し、情報交換・介護の相談などを行っています。

「一人だけじゃない」「仲間がいる」と気持ちが楽になり、同じ立場の方の気持ちを救うことにも繋がります。是非一度参加してください。

開催日程

平成30年9月19日(水)・10月17日(水)・11月21日(水)・12月19日(水)
平成31年1月16日(水)・2月20日(水)・3月20日(水)

時間：13時30分～15時30分

場所：ふれあいプラザ

連絡先：湯浅町地域包括支援センター ☎64-1120(14番窓口)



消費者

ホットな見守りニュース 14号



「架空請求ハガキ」は無視！～相談急増中～の巻

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。
管理番号(ワ)285 訴状取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

またこのまま、ご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会い下、給与等の差し押さえ及び、不動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問い合わせ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年 月 日

法務省管轄支局民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関 丁目 番 号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03- ー ー
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

実際に送られてきたハガキの文面です。

明日？電話した方が……

訴訟最終告知？強制執行？財産の差し押さえ？

なに？きた！

30日前に届くし、お見逃し下さい

こんな手口も…

ハガキをハカキと見せかけて

★他に【国民訴訟通達センター】【民事訴訟管理センター】など様々な名称を使っています。

見守りポイント

- ◎このようなハガキは、50歳以上の女性に送られてくることがほとんどでしたが、最近は性別・年齢に関係なく送られています。家族や友人など、見守りの対象を広げてください。
- ◎ハガキが届いて不安になっている人には、ハガキに書かれている番号には電話せず、無視するよう伝えてください。

対処方法

- ◆取り下げ期日が迫っている、と不安にさせられます。和歌山県内でもハガキに書かれている番号に電話した人が、高額なお金をだまし取られたという被害が発生しています。個人情報保護シールを貼ったハガキもありますが、電話をしないようにしましょう。
- ◆不安な場合は消費生活センターや、お住まいの市町村役場の消費生活相談窓口までご相談ください。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
☎073-433-1551
平日9:00～17:00
土・日10:00～16:00(電話相談のみ)
(祝日・年末年始を除く)

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 東西牟婁総合庁舎内
☎0739-24-0999
平日9:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。
毎週火曜日駅前多目的広場へ専門相談員が相談に応じています。
13時～16時まで(電話相談も可) ☎63-4123 祝日等の場合は翌日になります。